

栗東市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月10日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 寺 田 範 雄

定期監査結果

1. 監査の概要

(1) 監査対象部署および実施時期

①各幼児園・保育園・幼稚園 平成29年5月 9日 ～ 平成29年5月24日

②市立小学校9校・中学校3校、事務支援センター

平成29年7月21日 ～ 平成29年8月 2日

(2) 監査対象とした事項及び範囲

予算執行状況及び事業実施状況、その他の事務一般

(3) その他監査の目的または着眼点

監査対象部課等における財務事務及び事務事業等について、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に行われているか、適法性・合理性・効率性を主眼点として実施した。対象部課から監査資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、関係職員からの説明により栗東市監査基準に基づき実施した。

なお、葉山中学校区以外の各幼児園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、事務支援センターについては、提出資料に基づく書面審査とした。

2. 監査の結果

財務に関する事務について、概ね適性であると認められた。

なお、所見事項は次のとおりである。

幼児園・保育園・幼稚園

○各種研修会には積極的に参加されるとともに、研修後は復命書の回覧だけでなく、職員全員が研修内容を共有できるよう工夫されたい。

幼 児 課

○各種研修会には積極的に参加されるとともに、研修後は復命書の回覧だけでなく、職員全員が研修内容を共有できるよう指導されたい。

小学校・中学校 共通

○各種補助金に関する事務の執行は概ね適正に運用されていたが、一部補助金の不適切な管理が見受けられた。公金の取扱いには十分留意されたい。

(葉山中学校)

○物品の購入については、平成 24 年 3 月 1 日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」の通知のとおりである。市内業者にて調達ができる物品等については、発注に努めること。

○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いに努められたい。

○予算執行における財務会計調書について、多々不備が見受けられる。「栗東市立小・中学校財務取扱規程」に基づき、適正な事務執行を行うこと。

事務支援センター

○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各学校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いがなされるよう支援されたい。

学校教育課

○各学校における各種補助金に関する事務の執行は概ね適正に運用されていたが、一部補助金の不適切な管理が見受けられた。公金の取扱いには十分留意するよう指導されたい。

○物品の購入については、平成 24 年 3 月 1 日付け「物品購入等における地元事業者の受注機会の増大について」で通知されているとおりである。各学校における市内業者への発注について、指導されたい。

○来年度中学校給食が再開される予定であり、未収金の増加が懸念されることから、他市の徴収方法を参考にするなど学校給食費の徴収方法のあり方も検討し、引き続き未納問題に取り組まれたい。なお、文部科学省において、給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを来年度策定されることから国の動向を注視されたい。また、各学校における給食費未収金について、受益者負担の原則から、各小学校・中学校及び学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。

○各学校に配当されている予算の内訳を熟知し、適切に執行されているか随時確認されたい。

教育総務課

○財務会計事務の適正な執行のため、十分に指導・審査されたい。また、各学校に配当さ

れている予算の内訳を熟知し、適切に執行されているか随時確認されたい。

- 来年度中学校給食が再開される予定であり、未収金の増加が懸念されることから、他市の徴収方法を参考にするなど学校給食費の徴収方法のあり方も検討し、引き続き未納問題に取り組まれない。なお、文部科学省において、給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを来年度策定されることから国の動向を注視されたい。また、各学校における給食費未収金について、受益者負担の原則から、各小学校・中学校及び学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。

付 記

上記の監査事項については、監査委員寺田範雄の前任である上田忠博氏（平成 29 年 5 月 30 日退任）が執行に関与している。

以 上